血中 PCB 濃度データ等の保存体制の検討

1　背景と経緯

PCB 処理施設の作業従事者については、厚生労働省「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」に基づき、作業環境保全と健康管理の一環として、定期的に血液中のPCB・Dxn濃度（以下「血中PCB濃度等」という。）を測定し、その結果を 30 年間保管することとされている。このため、当社では、全検査結果を保管している。

また、令和 5 年度の改正労働安全衛生法の施行に伴い、PCB 等に関する「作業記録」や「健康診断結果」、「作業環境測定結果」などの保管期間が5年間から 30 年間に延長されている。

一方、令和 5 年度末で西日本3事業所は事業終了を迎え、東日本2事業所も今後、事業終了を控え、解体撤去の進捗により、今後、運転会社による業務量に応じた人員調整や事業からの撤退、法人の解散等が想定され、記録の保存に支障をきたす恐れがある。

このため、運転会社の「血中 PCB 濃度等」、「作業記録」及び「健康診断結果」等を当社に移管しておくことが望ましく、さらにこの記録を補完する記録の移管も検討したい。

また、当社においても30年の期間を考えると、事業所の解体や PCB 部門の解散等が想定されるため、確実に保存できる体制の検討が必要となっている。

2　移管の対象とする情報

（1）血中 PCB 濃度等

（2）作業記録

（例）・指示書、

・日報、月報、四半期報、年報

（3）健康診断結果等

（例）・特定化学物質健康診断結果（旧「特殊健康診断結果」）

・血中 PCB 濃度等が高かった労働者への指導・対応等の記録

（4）作業環境測定結果

（5）その他上記記録を補完する記録

（例）・作業手順書、保護具・防護具等の装着マニュアル

・安全衛生委員会開催記録

・一般健康診断結果　など　　※運転会社等との調整が必要。

3　個人情報に関する整理

運転会社等が所管する上記記録の多くは、個人情報の保護に関する法律の適用を受けることから、取扱いには十分注意する。

4　将来的な検討課題

まずは記録の収集を念頭に置き、将来的な保存方法をはじめ、情報の整理方法や関連付作業については引き続き検討する。

- 省スペース、長期保存を可能とする保管の方法
- 帳票のデータ化、情報の紐づけ・突合　など

なお、JESCO における PCB 処理事業全体に対する記録の保存に対しても別途検討する予定である。